

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者との間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

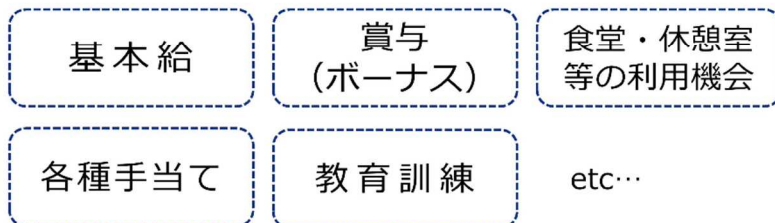


正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？



**不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。**



同一労働同一賃金 検索



「働き方改革推進支援センター」が
そんなお悩みをサポートします！

千葉県働き方改革推進支援センター
TEL 0120-174-864
受付時間 平日9:00~18:00

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「バゆう」ちゃん

【お問い合わせ先】 千葉労働局雇用環境・均等室（指導部門又は企画部門）

・パートタイム・有期雇用労働法について……………雇用環境・均等室（指導部門） 電話：043-221-2307

・千葉働き方改革推進支援センターについて…雇用環境・均等室（企画部門） 電話：043-306-1860